

# 健康保険法の一部改正について

平成28年4月1日より健康保険法の一部が次のとおり改正されました。

## ①標準報酬月額の上限額が引き上げられました

標準報酬月額の上限額が第47級（1,210千円）から下表のように第50級（1,390千円）に引き上げられました。

等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

追加

## ②標準賞与額の年度累計額の上限が引き上げられました

標準賞与額の年度累計額の上限が540万円から**573万円**に引き上げられました。

## ③傷病手当金・出産手当金の支給日額の算定基準が変更されました

### (1)被保険者期間が1年以上ある人

支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

### (2)被保険者期間が1年未満の人

次のイ. とロ. を比較して、いずれか少ない額の3分の2に相当する額

イ. 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額

ロ. 支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額

## ④海外療養費の支給申請には、次の添付書類が必要です

(1) 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

(2) 海外療養を担当した者（医師等）に照会するときのための同意書

## ⑤入院時食事療養費の見直し（一般所得者）

入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から調理費が含まれるよう段階的に引き上げられます。（住民税非課税者等の低所得者は据え置き）

平成28年4月から1食360円 → 平成30年4月から1食460円

## ⑥紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入

紹介状なしで大病院（特定機能病院及び500床以上の病院）を受診する場合には、原則として、定額負担を患者に求めることとなります。

定額負担の最低料金（実際の金額は、病院の裁量で決められる）

初診時：5,000円（歯科3,000円）

再診時：2,500円（歯科1,500円）